診療報酬明細書等の開示依頼をされる方へのお知らせ(遺族用)

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療に関する診療報酬明細書等に関し、遺族からの開示依頼があった場合、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題が生じるおそれがないか等を確認した上で開示しております。「診療報酬明細書等開示依頼書」を提出される方は、あらかじめ、この「お知らせ」を御覧いただき、必要書類等を持参の上、手続されるようお願いします。

1.開示依頼ができる方

次のいずれかに該当される方に限ります。

- (1) 被保険者が死亡している場合は、当該被保険者の父母、配偶者、子又はこれらに準ずる者(祖父母、孫、以下「遺族」といいます。)
- (2) (1)の方が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- (3) (1)の方が開示依頼することにつき委任をした代理人(任意代理人)

2. 開示依頼に必要な書類

広域連合事務局又はお住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口へ、開示依頼ができる方本人が、次の書類等を直接持参の上で手続してください。

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書
- (2) 開示依頼を行う方の本人確認ができる書類(詳細は裏面のとおり) 窓口における開示依頼の手続が困難な場合については、郵送による手続も可能で す(書類の送料は、開示依頼者の負担となります。)。

3. 開示依頼を行う方の本人確認

開示依頼ができる方は上記1の該当者本人に限っており、また、手続等に当たっては、 開示依頼をされる方本人であることを確認するため必要書類の提示を求めていますが、これは、あくまでも個人のプライバシーを保護する観点から欠かせないことであり、御理解 をお願いします。

4.保険医療機関等への照会及び連絡

診療報酬明細書等が医師の個人情報となる場合において、遺族の同意が得られていれば、 開示についての意見を保険医療機関等に照会することとしております。

なお、この照会について、同意が得られないときは、不開示となります。

また、診療報酬明細書等を開示する場合において、遺族の同意が得られていれば、保険 医療機関等に、開示した旨の連絡をすることとしております(同意が得られていない場合において、医師の個人情報に該当しない診療報酬明細書等を開示したときは、依頼者た る遺族の特定をしない形で保険医療機関等に開示した旨の連絡をします。)。

5.診療内容に関する照会

広域連合では、診療内容についての照会に対してはお答えできませんので御了承ください。

6. 開示にかかる事務処理

- (1) 診療報酬明細書等開示依頼書を広域連合が受理した日から開示までの所要日数は 30日程度を要します。ただし、保険医療機関等への確認等が必要な場合は延長する ことがあります。
- (2) 開示の実施については、診療報酬明細書等開示依頼書で指定された方法により行います。

なお、郵便による交付を希望された場合には、送料(郵便切手等)を負担していた だくことになります。

7.本人確認に必要な書類(郵送による開示依頼の場合は書類の写しとします。)

後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証等、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、運転免許証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード(写真が貼付されているものに限る)、共済年金証書、恩給証書、旅券(パスポート)等請求書に記載された氏名、住所(居所)が同一であることを確認できるもの

郵送により開示依頼を行う場合は、これら書類のうち複数のものの写しを添付して ください。

【上記以外に必要な書類】

(1) 被保険者の死亡の事実が確認できる次の書類のうち1以上の書類

戸籍謄本(抄本)、住民票(除票)、死亡診断書

(2) 法定代理人が開示依頼する場合

遺族が、未成年者又は成年被後見人であること及び開示依頼される方が親権者又は 成年後見人であることを確認できる次のいずれかの書類(開示依頼をする日前30日 以内に作成されたものに限る。)

登記事項証明書、

その他の法定代理関係を確認し得る書類(戸籍謄本(抄本)、住民票、家庭裁判所の証明書など)

(3) 任意代理人が開示依頼する場合

遺族から診療報酬明細書等の開示依頼に関する委任があることを確認できる次に掲げる書類(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る)

開示依頼にかかる委任状(遺族の署名・押印があるもの)、委任状に押印された 印の印鑑登録証明書

8. その他

- (1) 診療報酬明細書等は、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容のすべてが記載されているものではないことを御理解願います。
- (2) 開示することによって、被保険者等の生前の意思や名誉との関係で問題となるおそれがあると判断された診療報酬明細書等は、開示できませんので御理解をお願いします。
- (3) 開示依頼があった診療報酬明細書等について、その存在が確認できない場合には、 御依頼にお応えできないことを御了承願います。